補聴器の購入費を助成します

～二本松市高齢者補聴器購入費助成事業～

聴力低下により日常生活に支障のある高齢者を対象に、社会参加や地域交流を促すことを目的として、補聴器の購入費用を助成します。

【対象となる人（①から⑤のすべてに該当する方）】

1. 本市に住民登録があり、現に一年以上居住する６５歳以上の方
2. 住民税非課税世帯の方（同一の住居に居住し、生計を一にしている場合は、同一世帯とみなします。）
3. 身体障害者手帳の交付を受けていない方
4. 聴力レベルが両耳５５デシベル以上７０デシベル未満で、治療により聴力改善が見込めない方
5. 世帯全員に市税等の滞納が無い方

　【助成内容】

* + 補聴器本体１台分の購入に係る費用の２分の１、上限額を３万円として助成します。
  + 一人１回限りとします。

　【対象とならないもの】

　　○　集音器

　　○　受診費用、文書料、付属品、修理費用、メンテナンス料等

　　○　市の助成決定を受ける以前に購入した補聴器

　【手続きの流れ】　　　次頁のとおり

補聴器を購入しても、その後の調整が不十分な場合、改善が見込めないこともあります。

補聴器を購入する際は、自分に合わせて調整してもらい、定期的にチェックを受けましょう。

手続きの流れ　　※事前に必ずご相談ください。

1. 市役所で相談、申請書等をもらう

②　耳鼻科を受診し、医師の意見書を作成してもらう

③　購入店で購入予定の補聴器の金額、型番がわかるものをもらう

必要なもの　□申請書

□②の医師意見書

　　　　　　 □③の補聴器の金額、型番がわかるもの

④　市役所に申請書を提出

⑤　市役所から助成可否の決定通知が届く

⑥　補聴器を購入

必要なもの　□請求書

　　　　　　□領収書（宛名が対象者本人のもの）

　　　　　　□購入した補聴器の型番がわかるもの

□②の医師意見書

　　　　　　 □③の補聴器の金額、型番がわかるもの

⑦　市役所に請求書を提出

⑧　市役所から助成金の振り込み